

研究終了報告書について

日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会

研究が終了した場合（中止も含む）は、終了報告書の提出が必要です。研究終了報告書は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて運用されています。

4 研究終了後の対応

- (1) 研究責任者は、研究を終了したときは、その旨及び研究の結果概要を文書により遅滞なく研究機関の長に報告しなければならない。
- (2) 研究機関の長は、研究責任者から(1)の規定による報告を受けたときは、当該研究に関する審査を行った倫理審査委員会に、研究終了の旨及び研究の結果概要を文書により報告しなければならない。

第7の4の規定は、研究が終了した際の手続について定めたものである。「研究が終了したとき」は、研究計画書に記載された研究の期間が満了したときのほか、研究を中止し、再開の見込みがないときも含まれる。(1)の報告は、研究終了後3か月以内を目安とする。

文部科学省. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンスより抜粋

提出時期：隨時（研究を終了して3ヶ月以内を目安とする）

提出先：事務局総務課